

市区町村名	愛媛県 <small>にいはまし</small> 新居浜市	担当部署	総合政策課
		電話番号	0897-65-1210

1 取組事例名

市役所でできることは市役所で～補助金等申請時の証明書添付の省略～

2 取組期間

令和2年4月1日から

3 取組概要

補助金などを申請する際には、住民票や税関係証明書などの書類を添付することが要綱等により定められていることがあります。それら証明書等の添付に替え、申請者の同意書を提出してもらうことにより、市に権限があり、市役所内部で確認が可能な情報に関しては、市役所内部で確認作業を行うことにより、証明書類等の添付を省略することができるようにすることにより、補助金等に係る市民の方の負担の軽減を図っています。

4 背景・目的

市民の方が補助金等を申請する際、補助要綱等により、住民票や納税証明書などの税関係の書類の添付が必要とされていることがあります。そのような場合、市民の方は、各証明書類等を市役所の書類発行窓口で交付を受けたのち、補助金等の担当窓口で、補助金等の申請手続きを行うこととなりますが、必要な書類が不足していたり、間違った書類を取ってしまった場合などは、再度、書類発行窓口で交付を受ける必要が生じるなど、補助金申請の手続きに多くの手間や時間を要することになります。しかしながら、補助金等の担当課から、税情報等を管理する担当課へ個人情報の照会を行い、回答を得ることができれば、市民の方が、自身で書類を揃える必要がなくなり、補助金等の申請手続きの負担が軽減され、市民サービスが向上するだけでなく、職員の事務手続きの効率化にもつながると考え、証明書類等添付の省略に取り組みました。

5 取組の具体的内容

平成30年6月に、企画部総合政策課が中心となって、補助金申請等に添付する各種証明書の添付省略について、検討を開始しました。

新居浜市個人情報保護条例第9条第1項第1号に規定する「本人の同意」を根拠に、法令等に添付を規定されているものを除いた申請については、添付省略の方向で、法制担当課である、総務部総務課と協議を行いました。総務課の見解としては、本規定は、「ただし書き（例外規定）」であるため、複数の補助金制度等を一律に扱うべきではない、とのことで、一時棚上げとなりました。

新居浜市個人情報保護条例第9条第1項第1号

実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

しかし、その後、添付省略に向けた協議を続け、最終的に、各補助事業等実施課において、補助金等の申請に関し、審査等に当たって不必要な証明書等の添付を義務付けしていないか再度確認するとともに、実施機関が収集した個人情報の目的外利用・提供は原則禁止されていること、今回の各種証明書等添付の省略は、市民サービスの向上や効率的な行政運営などのため、例外的に認めるものであること、補助事業等実施課においては、提供された個人情報の適切な管理を行っていくこと、などを徹底したうえで、「本人の同意書を提出してもらう」ことによって、「法令、条例、規則で添付を義務付けられたものを除く、個人を対象とした補助金申請に添付する住民票、納税証明書、所得証明書を省略する」ことで、庁内合意を得ることができ、令和2年4月より、実施しています。

◎照会回答方法

- ①事業実施課は、新居浜市個人情報保護事務取扱要綱第5条第1項第1号に規定する「保有個人情報目的外利用・提供依頼書」を保有個人情報主管課に提出。
- ②事業実施課担当者は、課長の記名押印をした申請書を作成（対象者が複数名いる場合は、一覧表を添付）。申請書には、本人同意書の写しを添付。
- ③事業実施課担当者は、申請書と本人同意書の写しを保有個人情報主管課に提出する際、署名と職員証を呈示。
- ④保有個人情報主管課は、照会に基づき、「照会回答用」のスタンプを押印のうえ、証明書を発行。

新居浜市個人情報保護事務取扱要綱第5条第1項第1号

同一実施機関内において保有個人情報を目的外に利用し、又は実施機関相互において保有個人情報を目的外に提供するときの事務手続は、次のとおりとする。

- (1) 主管課における保有個人情報を目的外に利用し、又は提供を受けようとする課（これに準ずるものを含む。以下「利用課」という。）は、当該保有個人情報の利用又は提供を受けるに当たり、あらかじめ保有個人情報目的外利用・提供依頼書（第1号様式。以下「依頼書」という。）を主管課に提出すること。

6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

個別に、証明書等の省略を行っている他自治体の例もあるようですが、本市では、考え方を整理し、全庁統一的な取り扱いを行うこととしました。

7 取組の効果・費用

取組に対し、特に予算を必要とするものではありません。市民の方にとっては、手続きが多少なりとも簡略化されること、また、証明書等の交付には、1件当たり300円の費用が発生しますが、少額とはいえ、その経費が削減されることとなることなど、補助金等の申請に係る負担の軽減につながるものと考えています。

※市民の方が不要となった費用の合計

254通分 76,200円(4月1日から6月16日までの実績)

8 取組を進めていく中での課題・問題点(苦勞した点)

やらなければならないこと自体は、非常に単純なことです。個人情報保護条例を踏まえた上で、運用が可能なかという点については、総務課との協議が思うように進まず、庁内合意を得ることが、一番の課題でした。

9 今後の予定・構想

新たな補助金制度を設置する際にも、可能な限り申請に係る負担が軽減できるように努めていく予定です。また、今後は電子申請の導入を検討し、補助申請に係る手続きを、より利便性の高いものとしていきたいと考えています。

10 他団体へのアドバイス

市民目線で現在の事務手続きを見直し、小さなことからでも改善していくことによって、費用をかけることなく、市民サービスの向上と、職員の事務の効率化を図ることができる案件が、身近に潜んでいると思います。

11 取組について記載したホームページ

特にありません